

令和5年 第4回松田町議会定例会 会議録 (第3日目)

令和5年12月7日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	北村和士	2 番	武尾哲治	3 番	吉田功
4 番	中津川定雄	5 番	秋田谷光彦	6 番	古谷星工人
7 番	平野由里子	8 番	田代実	9 番	井上栄一
10 番	南雲まさ子	11 番	飯田一	12 番	寺嶋正

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 15人

町 長	本山博幸	副 町 長	田代浩一
教 育 長	浄泉和幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	総 務 課 長	早野政弘
安全防災担当室長	鎌田将次	税 務 課 長	山岸裕子
町 民 課 長	川本博孝	福 祉 課 長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌弘	観 光 経 済 課 長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳澤一郎	環 境 上 下 水 道 課 長	渋谷好人
教 育 課 長	椎野晃一	_____	_____

4. 出席した議会事務局書記 2人

事務局長	石井友子	書 記	島 秀 明
------	------	-----	-------

## 5. 議事日程

- 日程第 1 議案第 48 号 松田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 49 号 松田町西平畑公園の管理に関する条例
- 日程第 3 議案第 50 号 松田町公園条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 51 号 松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 52 号 松田町寄テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 1 発議第 3 号 議会タブレット運用推進特別委員会設置に関する決議の提出について
- 追加日程第 2 議会運営委員会報告
- 追加日程第 3 議案第 68 号 松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 53 号 松田町水道事業等に関する設置条例の一部を改正する等の条例
- 日程第 7 議案第 54 号 松田町有施設使用条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 55 号 松田町生涯学習センター条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 56 号 松田町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

## 6. 議会の状況

議 長 皆さんおはようございます。松田町議会定例会本会議第 3 日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集頂き大変御苦労さまです。

それでは、ただいまの出席議員は、議員定数12名中12名です。よって地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
(9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

それでは本日の会議を開きます。

議 長 日程第 1 「議案第48号松田町税条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 皆さんおはようございます。定例会 3 日目よろしくお願いたします。議案

第48号松田町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

税 務 課 長 議案第48号松田町税条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。本条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条文の整備を図るものでございます。

改正の内容でございますが、扶養控除の対象となる扶養親族の要件が厳格化され、国外に居住している親族で30歳から69歳までの方については、留学生や障害者、また年間で38万円以上の送金を受けている場合を除き、扶養控除の対象から外れるとともに、個人町民税均等割の非課税の判定に用いる扶養親族からも除外されることとなりました。

恐れ入ります。議案の3枚目、参考資料1、新旧対照表をお開き願ひます。右が現行、左が改正案でございます。今回改正いたします第10条では、個人町民税均等割の非課税の判定方法について規定しております。左側、改正案を御覧ください。この個人町民税均等割の非課税の判定に用いる扶養親族について、「年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る」という文言を追加いたします。扶養親族ではあるけれども、控除対象の扶養親族には含まれない16歳未満の方と、控除対象の扶養親族に限定することにより、国外に居住している親族で30歳から69歳までの方は、留学生などを除き、個人町民税均等割の非課税の判定に用いる扶養親族からも除外されることとなります。

恐れ入ります。1枚お戻りいただきまして、改正条例本文をお開き願ひます。中段あたりの附則でございます。第1項、施行期日につきましては、令和6年1月1日から施行するものでございます。第2項、経過措置といたしまして、令和6年度課税分より適用することと、それ以前の取扱いについて定めております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- (「なし」の声あり)
- なしとのお声です。質疑なしと認めます。討論に…質疑はありませんか。
- (「なし」の声多数)
- 質疑なしと認めます。討論に入ります。
- (「省略」の声あり)
- 討論省略とのお声ですが、討論省略して採決を行って御異議ございませんか。
- (「異議なし」の声多数)
- 異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第48号松田町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
- 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
- 議 長 日程第2「議案第49号松田町西平畑公園の管理に関する条例」について、町長の提案説明を求めます。
- 町 長 議案第49号松田町西平畑公園の管理に関する条例を別紙のとおり制定する。
- 令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。
- 提案理由。都市公園法及び松田町公園条例に定めるもののほか、持続可能な地域振興に寄与することを目的として、松田町西平畑公園の管理に関し、必要な事項を定めるため提案するものでございます。よろしく願いいたします。
- 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。
- 観光経済課長 それでは、議案第49号松田町西平畑公園の管理に関する条例を、条例について説明をさせていただきます。
- 西平畑公園は、本町の最大の観光振興イベントである桜まつりが開催されるなど、多くの方に愛される町のランドマークタワーと、ランドマークと言える都市公園でございます。平成30年度から同園は町直営で運営しており、経営的な側面等を考慮して、施設の開館日を縮小するなど、そのポテンシャルを生かしきれない状況が続いておりましたが、おかげさまで6月議会定例会におきまして指定管理者の指定をお認め頂き、7月から指定管理者により管理を行って

いるところでございます。今回提案させていただきます本条例は、松田町公園条例に定めるもののほか、持続可能な地域振興に寄与することを目的として、西平畑公園の管理に関し所要の規定を定めるものでございます。

それでは、新規制定でございますので、条ごとに内容を御説明させていただきます。

おめくり頂きまして、1ページを御覧ください。第1条は趣旨でございます。先ほどの提案理由と同じ内容でございますが、この条例は条例名が示すとおり、西平畑公園の管理に関する条例であり、都市公園法及びこのたび議案第50号で一部改正を提案いたします松田町公園条例に規定する管理に関するルールに加えて、外出しですね、加えまして、別に必要な規定を定めるものでございます。

第2条では、見出しを施設及びその他、その目的としております。先ほどの説明と重なりますが、同園内に所在し、おのおの施設の設置管理条例を有しております子どもの館、自然館、ハーブ館の3施設について、主な公園施設として位置づけ、その目的をそれぞれ定めております。

第3条から第6条については、現在の町公園条例に規定されております入園料、県条例第22条から第24条でございます、に関することを定めております。また、有料公園施設と位置づけたふるさと鉄道、駐車場、及び現行の子どもの館の設置管理条例に係る使用料に関する内容を定めております。この条例に位置づけることは、先の話で恐縮でございますが、議案であります公園条例の一部改正において、これを削る改正をすることとなります。

恐れ入りますが、おめくり頂きまして5ページの最下段、別表を御覧ください。こちらについては現公園条例にて定められており、入園料に係る別表となります。年齢区分ごとに入園料の額を定めておりますが、現行の公園条例の規定内容から変更点のみ説明をいたします。18歳以上の1回の金額が、現行上限で300円であったものを500円に改めています。また、現条例の年齢区分を細分化し、6歳以上18歳未満を12歳以上18歳未満と改め、1回の金額は同じ100円としております。

お手数ですが、資料をおめくりください。6ページです。また、新たに12歳

未満という年齢区分を設け、12歳未満1回無料としたものでございます。備考欄に「松田桜まつり期間に限る」とありましたものを、「催事の開催期間に限る」と改めて定めるものでございます。従前のまつだ桜まつりのほか、きらきらフェスタ、その他指定管理者が行う催事を想定しております。

続きまして、その下の別表第2を御覧ください。こちらについては、ふるさと鉄道と駐車場は現公園条例から、子どもの館については現子どもの館の設置及び管理に関する条例に規定されているものでございます。

本条例の制定に当たって、現行の内容を改めているものについてのみ御説明をいたします。ふるさと鉄道の区分欄の年齢区分を、大人は12歳以上、子供は3歳以上12歳未満としておりましたものを、大人は18歳以上、子供は3歳以上18歳未満とし、大人の金額のみ300円を1回400円に改めております。また、それ以外の駐車場と子どもの館の内容については、現行と同じでございます。子どもの館の料金について改めております。表の中の1回1時間300円であったものを1,800円に改め、2回1時間100円であったものを1,000円に改め、1、2回400円であったものを2,000円に改めたものでございます。

恐れ入りますが、資料の、お戻り頂きまして2ページ目を御覧ください。第7条です。第7条から第13条に関しましては、子どもの館と自然館の施設の占用使用に関する規定です。この2施設については、現行の設置管理条例に施設を占用的に使用する規定があるため、これを本条例に集約して位置づけるものでございます。第7条の占用の、占用使用の許可を第8条で不許可、第9条で目的変更等の禁止を、第10条で許可の取消しを、第11条で原状回復の義務を、第12条で損害賠償、第13条で賠償責任をそれぞれ定めております。

次に第14条では、第1項で指定管理者への管理代行を、また、第2項では指定管理に係る読み替えを、第3項は指定管理者が行う業務内容を掲げております。

第15条では、公園等の管理を指定管理者に行わせる場合において、利用料金、ここでは入園料をはじめとする、先ほど説明させていただきました別表に係る料金を上限として、町長が承認した額を指定管理者の収入とすることができる

旨を規定しております。

第16条では、利用料金の減免に係る規定となります。

最後に第16条は、規則への委任規定となります…第17条では、規則への委任規定となります。

次に、今回本条例の施行規則案を、参考資料として次ページ以降に添付させていただきました。この規則におきましては、条例と同様に主に既存の規則に係る開園の日時、主な公園施設の休館日、開館時間、占用使用の許可の手続等を集約して定めております。詳細につきましては御高覧願います。

恐れ入りますが、条例本文にお戻り頂きまして、4ページ、4ページの下段を御覧ください。4ページの下段、附則でございます。第1項にて、施行期日を公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行するとしております。

第2項においては、第14条で規定する管理の代行の指定管理に際しまして、松田町の公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例に基づく手続を、施行日前であっても行うことができる規定となっております。

第3項においては、本条例施行前における、廃止する3施設の設置管理条例と、一部改正する公園条例に基づく処分や行為は、本条例に相当規定とみなす経過措置でございます。

第4項においては、本条例が制定されることで、ハーブガーデン、子どもの館、自然館の3施設の設置管理条例の廃止を定めております。

以上、議案第49号の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。質疑のある方。

11番 飯 田 ちょっと理解ができないので、お尋ねしたいことがあります。入園料なんですけど、6ページに、別表の1のほうですね。12歳未満は1回は無料というふうなことなんですけど、2回目以降入園しようとするときには、これは有料になるのでしょうか。

観光経済課長 1回でも2回でも無料ということ、2回でも無料ということになります。

議 長 よろしいですか。

11番 飯 田 そうすると、ちょっと記述がおかしいんじゃないかと思うんですけど。これ見ると1回は無料で、ほかには何も記入してないですよ。それで、なおかつ12歳の未満の入園料というのは設定されてないということなので、1回に限らず2回目以降もずっと無料ということなんですかね、解釈としては。

観光経済課長 そのとおりでございます。

11番 飯 田 そうしたら、こんな記載はいらんじゃないですか。

観光経済課長 単位でありますので、回というふうに示させていただきました。単位でございますので、1回ということで記載させていただきました。

議 長 そのほかに。

12番 寺 嶋 何点かお伺いします。入園料ですけども、今度は500円、上限といたしますか、18歳以上1回500円というところですね。今は300円なんですけども、200円引き上げということでありますからね、その辺の入園料の見込み、増収になるのかと思いますけども。入園料、そのほかに有料公園施設の使用料とか、そういうのも含めてですね、どのぐらい変化するのかと、収入ですね。

あとは収支の、支出の面では、従来と何か変わったところが…変わったところといたしますか、あるのかね、その辺のことなんです、お伺いします。

それで、今度は桜まつりに限る、従前の桜まつりに限るを、さっき説明がありましたけども、催事に限る、開催時期に限るということは、指定、町長の許可を得てね、指定管理者がイベントをどのぐらいやられるのかね、その辺の予定も含めてね、大体入園料がどのぐらい改善されるのか、その辺お伺いします。

あとですね、受益者、この歳出のほうの西平畑公園管理費からハーブガーデン管理費、それから人件費も含めたね、このところを含めて受益者負担ということで考えているのかね、その辺のことについてお伺いをいたします。

観光経済課長 まず入園料のお話、御質問でございますが、過去の決算をベースにですね、入園料、現在の300円の場合と500円のを想定して計算いたしました。300円の場合は、想定でございますが1,900万円、約1,900万円ほどの赤字ということで、



500円の場合は約400万円の増収というか黒字ということで想定をしております。これは令和4年度、令和5年の桜まつり、祭りの開催期間と、ちょうど開花期間が、ちょうど合って、たくさんお客さんが来られたものであるものを100%はせず、80%に抑えた中で計算した中で、そういった赤字とか黒字が見えまして、500円にすれば黒字になるというふうなことで想定して金額を改めたものでございます。

2点目のきらきらフェスタ…催事ということでございますが、これは経過としまして、継続審査としまして、令和2年7月、9月に委員会を開催していただきまして、令和2年9月の議会定例会で審査をしていただいた結果、この際はお認め頂けないというふうなことでございましたが、産業厚生常任委員会より申入れがございまして、「西平畑公園の管理に関する条例を新設することについて」という申入れがございました。その申入れの内容につきましては、管理に関する条例を新設するなど、分かりやすくすることというものを念頭に置くものでございます。同園に所在する子どもの館、自然館、ハーブガーデンの3施設を公園施設に位置づけて、3施設それぞれある条例を1つの条例、今回の提案して…提案いたしました西平畑公園の管理に関する条例とすることによってございました。そうした中で、今年度6月に議会定例会で指定管理者の指定をお願い、提案したところ、産業厚生常任委員会で御審議を頂き、指定管理者の指定をお認め頂きました。

指定管理者はこれまでプールのイベントとかコンサート、映画のイベントなど様々な事業を実施しております。また、これからもそういったイベントを予定しております。そういった一体的な管理活用を進めたい条例を…進めたいため条例を整理したというものでございます。催物としては、そういったものを試行錯誤しながら、公園が持続可能で皆さんが愛されて来てくれるような公園ということで、様々な催しを企画した中で、こういった条例を上程させていただきました。催物としては、これからは近隣の農家の方に野菜を供給してもらって販売したり、様々なイベントを企画しております。季節に合わせたものもイベントを実施というふうに予定しています。催事というのは、繰り返しになり

ますが桜まつり、きらきらフェスタ、その他自主的に指定管理者が行うイベントを予定しております。以上です。

受益者負担というのは、当然来ていただくお客様については、町民の方がこの説明でも無料ということで、町民に愛される施設を目指しておるんですが、やはり今まで直営でもやってきた中で、何かを企画すると、そのたびにそれを増して赤字になったようなものでございます。何とか指定管理者の指定で、あそこの公園とハーブガーデンをですね、管理運営しております。そういった民間指導の…民間導入をしていただいた中の発想の中で、この議会の提案にもありましたように、持続可能な運営をしてみたいと思っておりますので、受益者負担、町外からの受益者負担というのは当然求めるものでございます。以上です。

12番 寺 嶋 入園料のことなんですけどもね、桜まつり以外も相当、きらきらフェスタその他ということで、今、桜まつり、きらきらフェスタね、それからあとハーブまつりガーデン、ハーブまつりとか大体、でも最低3回はやってるんですけども、そのほかにね、このイベントが相当増えると、相当の期間ね、有料の、入園料の有料の期間が相当また相当増えて、町外の利用者の方がやっぱり相当負担が増えるということになります。なおかつ500円という、上限500円かな、いうことでありますとね、やっぱりこの辺はなかなか利用者の方から理解が得られないんじゃないかと思えます。その辺はね、あんまり納得しておりません。

ただね、公園条例をまとめるということについては一理ね、それはいいかもしれませんですけどもね、やっぱり、ただね、目的が、今まで西平畑公園とは、公園条例の中に位置づけられていた個別のね、それと合体、今度は西平畑公園の中に一体化するということになりましてね、今までいろんな目的とかそういう利用とかの違いとか、それから教育という、担当のほうの違いでそれぞれ分かれていたと思えますけどもね。ですから、そういう公園、前、今まで、今の公園条例の中に位置づけられているというのは、そういういろんな面があるからね、今は分かれているのだと思えます。

議 長 寺嶋議員、ここでは意見ではなく質疑をお願いします。

12番 寺 嶋 ですから、まとめることについてもね、ぜひ検討、しっかり検討していただきたいということなんです。ですから、そういう質問です、質疑。

あと受益者負担の関係でね、今、最低でもですね、西平畑公園の管理費が駐車場だとかのり面草刈り、あとふるさと鉄道だとか、入園料の徴収費。そういうのがね、管理費としてかかっておりますけども、それ以外にハーブガーデンとかいろんな人件費も込み込みでね、受益者負担に何かするようなことはね、ちょっと私は納得いかないんで、その辺再度お伺いをいたします。

観光経済課長 ただいまの質問にお答えします。議員さん質問のございました維持管理に伴いますのり面の草刈り、入園料の徴収委託、そういったものにつきましては、それも含めまして人件費につきましても、今年度の7月から指定管理者による指定ということで、町の持ち出しというか歳出はなくなりました。そういった維持管理、人件費につきましても、指定管理者であるつどいさんのほうで運営をしておるところでございます。以上です。

議 長 よろしいですか。その他質疑ございませんか。

3番 吉 田 今のお話で、イベントのほうは桜まつりときらきらフェスタ以外は大体不定期ということでしょうかというのが1つ。

それと、7月から僕たちもかなり気にして、いつ開館してるのかなとか、いつ経営しているのかなとかということで、気にして見てるんですけども、なかなかいつやっているのかよく分からないと。いつも閉館、閉館ということで、先日自然館と子ども館が開館だったというのがあったんですけども、ちょうど道を工事してて、そこに重機が塞いでたので、ちょっと上がれないから諦めて帰ったというようなことがございました。そこでですね、大体この自然館、子どもの館、ハーブ館、鉄道などがこの1か月ぐらいいも開館状況、運行状況、運営状況などがどんなだったのか教えていただきたいんですけども。

観光経済課長 まず1点目の質問、桜まつり、きらきらフェスタのほかのイベントに関しましては、6月、7月から指定管理者による運営になりましたが、2つのイベント以外で大きなものは、現状では不定期というものでございます。

公園の開館日につきましては、規則で書かれております。公園につきまして

は、休館日を月曜日としております。月曜日が祝日の場合はその翌日を休館日とすることと、あと年末の、年末・年始の12月28日から1月3日を休館日としております。あと子どもの館、自然館ですが、日曜日のみということで開催を、今はちょっとだんだん縮小してしまいましたが、日曜日のみという開催でございます。ふるさと鉄道もそのとおりでございます。

いつ開館してるか分からないというものにつきましては、町の広報とホームページに掲載しておりますが、なかなか御覧にならない方もおられますので、より周知をして皆さんに分かってもらえるように、来てもらえるように周知を強めていきたいと思っております。以上です。

3 番 吉 田 簡単な確認で、子どもの館と自然館は日曜日のみ開館ということですか。はい、ありがとうございました。

議 長 よろしいですか。ほかの方。

1 番 北 村 まずは指定管理料0円での委託となっていると思うんですけど、そういうすばらしい業者さん、選んでくださってありがとうございます。そのため、ただ、持続可能なために収支の状況というところはどうにかプラス、商売として成り立たなきゃいけないと思うんですけども、今回の入園料等を値上げすることによって、全体としてどのような額のシミュレーションで数字になったのか。そういったところをもう算出してあるなら御教示頂ければと思います。よろしくをお願いします。

観 光 経 済 課 長 先ほどの答弁と繰り返しになりますが、今までの決算をベースにしまして、この7月から指定管理になりましたので、300円、入園料を300円にした場合と、入園料500円にした場合で、300円の場合は、この机上の計算ですが、1,800万円の赤字で、入園料500円の場合は約400万円の黒字に展開とする想定をしております。ただ、天候やイベント、開花状況によってもイベントがずれたり、開花とイベントの時期がずれたり、なかなか読めないものもございます。また、指定管理者さんとしても7月から始まったばかりで、1年を通してまだ運営をしてないところがございますが、想定としてはそういったことで見込んでおります。以上です。

1 番 北 村 ありがとうございます。多分そちらの数字って桜まつりのみの話ではございませんか。きらきらフェスタとか、多分新規のイベントとかもやられるというところのシミュレーションはされてらっしゃらないのでしょうか。よろしくお願ひします。

観 光 経 済 課 長 桜まつり、きらきらフェスタも含めた中でのシミュレーションをしております。

1 番 北 村 新規のイベント等々については、じゃあ試算はまだされてないというような形でよろしいですかね。

観 光 経 済 課 長 新規のイベントについては、この試算の中には入っておりません。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。2回目になりますが、よろしいですか。（「すみません、失礼しました。」の声あり）すみません。本会議ではちょっと制限がありますので、申し訳ありません。ほかには。

それでは、この辺りで質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声多数）

こちらの議案につきましては、議案第49号松田町西平畑公園の管理に関する…あ、異議なしと認めます。ごめんなさい。質疑を打ち切ります。

ただいま議題となっております議案第49号松田町西平畑公園の管理に関する条例は、産業厚生常任委員会に付託の上審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって本案は産業厚生常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

議 長 日程第3「議案第50号松田町公園条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第50号松田町公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町立公園の健全で持続可能な発達を図るため、その管理に関

し所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは、議案第50号松田町公園条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

この条例につきましては、本定例会に提案しております議案第49号松田町西平畑公園の管理に関する条例の新規制定に当たり、関連する規定を整理すること、具体的には本条例から削った規定を新規制定条例に位置づける、そういったことや、都市公園法に基づき民間活力導入に対しまして、管理運営する上での対応する条例として所要の規定を定めるものが主だったものでございます。

それでは、改正内容について御説明をさせていただきます。2枚おめくり頂きまして、新旧対照表、横のものでございます。新旧対照表を御覧ください。右側が現条例、左側が改正案です。

まず、改正案の第9条、行為の許可等につきましては、第1項に次の1号を加え、第6号として「宿泊その他これに類する行為をすること」とし、第9条で「行為をしようとする者は、申請により町長の許可を受けなければならない」としております。一方、現条例で第10条に行為の禁止で「キャンプを行うこと」を残しております。それは都市公園法及び町公園条例に基づく、公園内で許可なくキャンプを行うことを引き続き禁止とするため、削除をしていないものでございます。

次に、改正案第12条、町以外の者の公園施設の設置等につきましては、都市公園法第5条に基づく、公園管理者以外が公園施設の設置や管理を行う規定でございます。民間活力導入の促進を目途とした平成16年の同法改正におきまして、設置等をできる公園施設は公園管理者が自ら設け管理することが不適當または困難であることに限定されておりましたが、「設置等を行うことで公園機能が増進されること」、そういった条文が加わったため、本条例にも「もしくは」以降に同趣旨を加えたものでございます。

第19条につきましては、公園内の行為の許可や占用許可等の権利を他者へ譲

渡等することを禁止する規定でございますが、現行の第25条で、第25条関係である使用料に関する定めを削る改正に伴いまして改めるものでございます。

資料をおめぐりください。改正案第22条は、現行の第25条を改めたものでございます。先ほどの改正第12条の規定でも触れましたが、公園管理者以外の者が公園施設を設置及び管理する際に納めていただく使用料は、松田町行政財産の目的外使用に係る使用料条例の計算方法等を参酌し、施設ごとに町長が定める旨を規定しております。催事及び自主的イベントでございます。また、現行の第25条第2項、第3項については、ふるさと鉄道と駐車場の使用料に係る規定であります。こちらについても同じ理由であります、使用料に関する定めを削ることによりまして、本条例から削ったものでございます。

なお、第22条の見出しを、現条例では「使用料の額」とあるものを、改正案では「使用料」としております。

続きまして1ページ。1ページに戻り、1ページから2ページにかけての現行の第22条から第24条については、西平畑公園の入園料に係る規定であります。これは新規制定を予定しております西平畑公園の管理に関する条例への位置づけを予定しておくため、本条例から削ります。同様に、現行の第25条から第27条については、ふるさと鉄道と駐車場の使用料に係る規定でございますが、こちらについても同じ理由、西平畑公園の管理に関する条例への位置づけを予定しておくため、本条例から削ります。

改正案第23条、第24条は現条例の26条、27条から繰り上げております。

改正案第25条から第27条につきましては、罰則に関する規定の新設となります。民間活力を導入させていただきましたが、管理に当たり様々なケースが想定されること、また、都市公園法にも規定されてる条項でもございますので、このたびこれを加えるものでございます。第25条では、公園内の行為の許可、禁止行為、利用禁止や制限、監督処分といった本条例の規定内容に違反した者については、5万円以下の過料に処するものでございます。

資料3ページ目を御覧ください。第26条では、不正の行為で使用料を免れた際に、その使用料の5倍に相当する過料を処すとしております。3ページの上

段、第27条料罰規定につきましては、前2条の違反行為に際し、行為者のほかその行為者の所属する法人等にも同様に過料を科す料罰規定を定めております。

改正案の第28条につきましては、現行の第28条で管理委託の対象を公園に限定しているため、公園施設も含め公園等の定義をするとともに、委託することができる旨を改めております。

改正案第29条管理の代行につきましては、管理の代行に係る規定となりますが、第1項では公園施設を含む公園等の定義をするとともに、第2項で読み替えを、第3項では指定管理者の業務内容について定めております。

続きまして、新旧対照表4ページ目を御覧ください。現行の第30条及び第31条については、先ほど来御説明したとおり、使用料の規定が、規定そのものがないため、指定管理に伴う利用料に関する規定を削るものでございます。

改正案の第32条管理の特例は新設となります。本条例に定めるもののほか、西平畑公園の管理については、本定例会に提案をしております議案第49号の松田町西平畑公園の管理に関する条例に定める旨を規定しております。現行の別表1から3につきましても、入園料や施設使用料の条項でございしますが、同様に削っております。

お戻り頂きまして、条例本文になります。2ページ目の下段を御覧ください。附則となります。この条例は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行するとしておりますが、これは周知期間を踏まえた設定としております。

以上、議案第50号の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑なしと認めます。討論に入ります。

ごめんなさい、間違えました。お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号松田町公園条例の一部を改正する条例は、産業厚生常任委員会に



付託の上審査することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託の上審査することに決定いたしました。

議 長 日程第4「議案第51号松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第51号松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町寄みやま運動広場の施設の維持管理及び整備に要する財源を確保することにより、持続可能な施設運営及び地域活性化の推進を図るため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは、議案第51号松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

寄みやま運動広場は、昭和61年に設置してから38年が経過しております。利用に供するに当たり、これまで最低限の補修で対応してきたところでございますが、今後は受益者に御負担を頂くことで施設の維持管理及び整備に要する財源を確保することにより、持続可能な施設運営及び地域活性化の推進を図るため、条例の一部改正をするものでございます。内容等につきましては、寄みやま運動広場を利用するに当たってのグラウンド及び照明施設の利用料金について改正するものでございます。

それでは、改正内容について御説明をさせていただきます。2枚おめくり頂きまして、参考資料を御覧ください。参考資料、新旧対照表を御覧ください。右側が現条例、左側が改正案でございます。まず、改正案の第3条、管理の代行につきましては、第2項管理の代行に次の1号を加え、第4号として利用促進に関する業務を新たに設けたものでございます。

次に、別表の施設名、現行の「サッカー、ソフトボール、野球その他」を「グラウンド」に、また利用単位を「1回2時間」を「1回1時間」に改めるものでございます。

次のページを御覧ください。別表の施設名、現行の「ゲートボール照明施設」を「照明施設」に、また照明施設の利用単位を「1回2時間」を「1回1時間」に改めるものでございます。

お戻り頂きまして、議案の2ページ目、条例の本文、下段になります。附則となります。この条例は令和6年4月1日から施行する。

以上、議案第51号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、産業厚生常任委員会に付託の上審査することにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって本案は産業厚生常任委員会に付託の上審査することに決定しました。

議 長 日程第5「議案第52号松田町寄テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第52号松田町寄テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町寄テニスコートの施設の維持管理及び整備に要する財源を確保することにより、持続可能な施設運営及び地域活性化の推進を図るため、

所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは、議案第52号松田町寄テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

寄テニスコートは、平成4年に設置してから31年が経過し、人工芝の耐用年数でもある10年を大きく超えております。利用に供するに当たり、これまで最低限の補修で対応してきたところでございますが、今後は受益者に御負担を頂くことで、施設の維持管理及び整備に要する財源を確保することにより、持続可能な施設運営及び地域活性化の推進を図るため、条例の一部改正をするものでございます。内容等につきましては、寄テニスコートの利用するに当たっての利用料金について改正するものでございます。

それでは、改正内容について御説明をさせていただきます。2枚おめくり頂きまして、新旧対照表を御覧ください。右側が現条例で、左側が改正案でございます。まず改正案の第1条、趣旨につきましては、現行の「寄与する」、この後に「寄与するとともに、スポーツを通じた地域活性化に資する」といった文言を加えたものでございます。

次に、改正案の第3条につきましては、第2項第4号に、利用促進に関する業務を加えました。

次に、改正案第9条につきましては、第1項で文言整理を行いました。資料をおめくりください。第2項で、テニスコートの管理を指定管理者に行わせる場合における利用料金の額の上限について、新たに表記をしたものでございます。

次に別表、利用料金につきましては、現行の1,000円以内を2,000円に改めるものでございます。

お戻り頂きまして、議案の2ページ目の条例本文、附則となります。この条例は令和6年4月1日から施行する。

以上、議案第52号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお

願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それではこれより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

なしとのお声ですが、質疑ございませんか。

(「なし」の声多数)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号松田町寄テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、産業厚生常任委員会に付託の上審査することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託の上審査することに決定いたしました。

議 長 ここで暫時休憩に入りたいと思います。再開は10時15分となりますので、よろしく願いいたします。(9時58分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(10時15分)

休憩中に10番 南雲君より「議会タブレット運用推進特別委員会設置に関する決議の提出について」が提出されました。この発議は所定の賛成者2名以上がありますので成立します。

お諮りします。提出されました発議第3号を日程に追加し、追加日程第1「発議第3号議会タブレット運用推進特別委員会設置に関する決議の提出について」を議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。発議第3号を議題とすることに決定いたしました。お手元の議事日程の日程第6の前に追加をお願いいたします。

事務局より発議3号を配付させます。

( 発議書配付 )

配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

議 長 追加日程第1「発議第3号議会タブレット運用推進特別委員会設置に関する決議の提出について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

10番 南 雲 発議第3号、令和5年12月7日、松田町議会議長 平野由里子殿。

提出者、松田町議会議員 南雲まさ子。賛成者、松田町議会議員 北村和士、松田町議会議員 武尾哲治、松田町議会議員 吉田功、松田町議会議員 中津川定雄、松田町議会議員 秋田谷光彦、松田町議会議員 古谷星工人、松田町議会議員 田代実、松田町議会議員 井上栄一、松田町議会議員 飯田一、松田町議会議員 寺嶋正。

議会タブレット運用推進特別委員会設置に関する決議の提出について。上記の議案を別紙のとおり松田町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

(別紙) 議会タブレット運用推進特別委員会設置に関する決議。

次のとおり議会タブレット運用推進特別委員会を設置するものとする。

記、名称、議会タブレット運用推進特別委員会。

設置の根拠は記載のとおりでございます。

目的として、ICTの活用により議会議員活動の充実や効率化を図るため。

委員の定数6名。

調査期限、本特別委員会は、3に掲げる目的を達成するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

6番、調査経費は記載のとおりでございます。

以上です。よろしく願い。

議 長 提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。発議第3号議会タブレット運用推進特別委員会設置に関する決議の提出についてについて、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 ここで暫時休憩いたします。休憩中に委員の氏名、正・副委員長など必要な事項を決定するようお願いいたします。決定しましたら、議長まで報告をお願いいたします。

暫時休憩となります。(10時20分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(10時25分)

休憩中に議会タブレット運用推進特別委員会を設置することに決定いたしました。そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、議会タブレット運用推進特別委員会を設置することになりました。

次に、委員が決定いたしました。委員は議員6名で構成されます。名前を読み上げます。寺嶋正君、井上栄一君、古谷星工人君、中津川定雄君、武尾哲治君、北村和士君。そして委員長には井上栄一君、副委員長には中津川定雄君が決定いたしました。審査をよろしくお願いいたします。なお、議長はオブザーバーとして参加させていただきますので、よろしくお願いします。

議 長 休憩中に町長より議案第68号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提出がありました。ただいまより議案第68号を配付いたしますので、この議案の取扱いを議会運営委員会で協議していただきたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。事務局は議案第68号を配付してください。

( 議 案 配 付 )

配付漏れはございませんか。

( 「なし」の声あり )

配付漏れなしと認めます。

ここで暫時休憩といたしますので、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。再開は議会運営委員会終了次第、再開といたします。議会運営委員会、別室でお願いいたします。(10時26分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(10時35分)

お諮りいたします。議会運営委員会報告を日程に追加し、追加日程第2として議会運営委員会報告を直ちに求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

( 「異議なし」の声多数 )

異議なしと認めます。追加日程第2として議会運営委員会報告を直ちに日程に追加することに決定いたしました。お手元の議事日程の日程第6の前に追加をお願いいたします。

議 長 追加日程第2「議会運営委員会報告」を委員長より報告願います。

議会運営委員会委員長 飯田一君。

議会運営委員長 それでは、議会運営委員会の報告を申し上げます。

議案第68号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、12月7日、先ほど役場4階大会議室におきまして、委員6名中6名出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期についての変更はございません。

次に、審議内容についてですが、議案第68号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、即決でお願いします。

以上で議会運営委員会の報告について終わりますが、不備な点がございましたら、他の委員から補足説明をお許し願いたいと思います。

議 長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

会期の変更はありませんので、議会の議決は必要ありませんが、議会運営委員会委員長の報告のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長の報告のとおり進めたいと思います。

それでは、町長より提出された議案第68号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第68号を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定いたしました。お手元の議事日程に追加をお願いいたします。

議長 追加日程第3「議案第68号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 議案第68号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年12月7日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険法施行令の一部改正により、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険税の減額等について、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町民課長 それでは、国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険法施行令の一部改正により、子育て世帯の税負担を軽減するために、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険税の減額等について改正をするものでございます。



制度の内容といたしましては、出産予定月、出産前1か月、出産後2か月の計4か月分の国保税を減額するもので、双子等の多胎出産につきましては出産前が3か月となり、計6か月分の国保税が減額されるものでございます。

条例の改正内容につきましては、保険税の減額と減額に関する届出の2点に関する項目について追加をするものでございます。

それでは、議案を3枚おめくり頂き、4枚目の参考資料1、新旧対照表を御覧ください。追加項目となりますので、左側の改正案のほうを御覧ください。第20条第2項の次に、産前産後期間相当分の保険税の減額に関する項目を加えます。

第3項、国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額は、当該所得割額及び被保険者均等割額から次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

次のですね、第1号から第6号につきましては、国保税が基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の3つに分かれており、それぞれ所得割と均等割がありますので、計6項目について減額に関する事項を定めております。

第1号、国民健康保険の出産被保険者に関する基礎課税額の所得割額、当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に当該出産被保険者の出産の予定日の属する月の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間のうち、当該年度に属する月数を乗じて得た額。

次の2ページを御覧ください。第2号は、基礎課税額の被保険者均等割について、第3号は後期高齢者支援金等課税額の所得割について、第4号は同被保険者均等割について、第5号は介護納付金課税額の所得割について、第6号は同被保険者均等割について、同様に保険税の減額について定めるものでございます。

次の3ページを御覧ください。上から5行目、第22条の次に、出産被保険者に係る届出として22条の2を加えます。出産被保険者に係る届出、第22条の2、国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。第1号から第5号までは、届出書に記載すべき事項について定めております。

第2項、前項の届出書の提出に当たり、当該納税義務者は次に掲げる書類を添えなければならない。第1号から、次の4ページを御覧ください。第3号までは添付すべき書類について定めるものでございます。

第3項、第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

第4項、第1項の規定にかかわらず、町長が当該出産被保険者について、同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

改正条例本文の3ページを御覧ください。下段の附則でございませう。施行期日、第1項、この条例は令和6年1月1日から施行する。

適用区分、第2項、この条例による改正後の松田町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ございませうか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めませう。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。追加日程第3、議案第68号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6「議案第53号松田町水道事業等に関する設置条例の一部を改正する等の条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第53号松田町水道事業等に関する設置条例の一部を改正する等の条例を別紙のように定める。

令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。令和6年4月1日より寄簡易水道事業及び下水道事業が公営企業会計の法適化を全面適用することに伴い、条例の一部改正と廃止など所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、議案第53号松田町水道事業等に関する設置条例の一部を改正する等の条例につきまして説明させていただきます。

令和6年4月1日より寄簡易水道事業及び下水道事業が公営企業会計の法適化を全面適用すること、特別会計から公営企業会計に移行することに伴い、水道事業等に関する設置条例等の改正、廃止等を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案の4枚目、右上に参考資料1と記載のある新旧対照表を御覧ください。右が現行、左が改正案でございます。

1ページ目です。まず、題名「松田町水道事業等に関する設置条例」を「松田町地方公営企業の設置等に関する条例」に改めます。

第1条の見出し「水道事業の設置」を「公営企業の設置」に改めます。第1条について、現行では水道事業のみ設置及び目的について規定していますが、改正案では、まず第1項で公営企業として水道事業に加え、寄簡易水道事業及

び下水道事業を設置すること。第2項では、水道事業と寄簡易水道事業の、第3項では下水道事業の、それぞれの目的について規定するように新設しています。

改正案の第2条に、法の適用を新設し、令和6年4月1日より寄簡易水道事業及び下水道事業が地方公営企業法施行令の規定により、地方公営企業法の規定を全部適用する旨規定しております。

第3条、経営の基本は、現行の第2条から1条繰り下げ、水道事業を公営企業に改めています。また、現行の第2条は水道事業の給水区域、給水人口及び1日の最大給水量について規定していますが、改正案では2ページから3ページをお願いいたします。第4条に水道事業の給水区域、給水人口及び1日の最大給水量を、第5条に寄簡易水道事業の給水区域、給水人口及び1日の最大給水量を、第6条に下水道事業の排水区域面積、排水人口及び1日最大処理能力を新設し、分けて規定をしています。

3ページの中・下段、改正案の第7条以降は、現行の第3条以降を4条ずつ繰り下げ、かつ現行の水道事業を改正案の公営企業に改めています。

6ページをお願いいたします。こちらは附則に記載のある別の条例、松田町水道事業給水条例に改正しました条例名と条番号を使用しているため、合わせるものでございます。

恐れ入りますが、3ページ目、ページで言いますと議案本文の3ページの中段を御覧ください。第2条でございます。こちらには廃止する条例について記載しております。1、松田町寄簡易水道事業特別会計条例、2、松田町寄簡易水道事業運営基金条例、3、松田町下水道事業特別会計条例。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

附則の2以下は、先ほど新旧対照表の最終ページで御説明いたしましたが、松田町水道事業給水条例、別の条例に記載されている条例名と条番号を改正する必要がございましたので、合わせたものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。ございませんか。

(「なし」の声あり)

お諮りします。ただいま議題となっています議案第53号松田町水道事業等に関する設置条例の一部を改正する等の条例は、産業厚生常任委員会に付託の上審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託の上審査することに決定いたしました。

議 長 日程第7「議案第54号松田町有施設使用条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第54号松田町有施設使用条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町有施設の運営の適正化を図るため、使用料の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

教 育 課 長 それでは、議案第54号松田町有施設使用条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。

今回の条例につきましては、学校体育施設等を夜間や休日に一般の方が利用する際の使用料金について、受益者負担の原則を踏まえ、運営の適正化を図るため所要の改正をしたいので提案するものであります。

それでは、議案の4枚目のA4横、参考資料を御覧ください。新旧対照表の別表第1、右が現行、左が改正案でございます。左側改正案を御覧ください。別表第1は、寄小学校屋内運動場から松田小学校屋内運動場、1枚おめくりいただき、次ページをお願いいたします。学校教室、学校運動場、松田中学校屋内運動場までは4時間以内を1回とする場合の使用料金を、松田中学校夜間照

明においては2時間当たりの使用料金を、昼間・夜間の区分でそれぞれ定めており、その使用料金を右側の現行から左側の改正案に改めるものです。

また、備考において、現行では使用料は使用時間4時間を1回として徴収する。ただし、夜間照明については2時間以内を1回とする。

2、1回の使用時間が4時間を超えるときは、1時間増すごとに2割ずつ累進加算する。ただし、夜間照明については時間延長はしないものとなっているものを削り、改正案では使用料は1時間単位とするに改めます。

3ページをお願いします。別表第2でございます。こちらについては、寄・松田両小学校の屋内運動場について、入場料を徴収して使用する場合に適用するもので、表の構成を縦に平日・休日を、横に昼間・夜間と規定しておりますが、さきに説明いたしました別表第1と同様の料金設定にするため、平日・休日の分けをなくし、昼間・夜間の分けでの料金設定としております。

4ページの備考をお願いいたします。現行では、1において使用時間4時間以内を1回として徴収する。2、1回使用時間が4時間を超えるときは、1時間を増すごとに2割ずつ累進加算するとなっているものを削り、改正案では1時間単位とするに改めます。なお、使用料改正に当たり、規則委任されている減免についての規定のうち、町スポーツ登録団体が使用するとき及びその他管理者が必要と認めたときに減免ができる旨があることから、町民の方が利用する場合には現行どおりとほぼ同様な料金設定となるように配慮していくことを考えております。

恐れ入ります。2枚お戻り頂き、議案本文の4ページをお願いいたします。附則でございます。施行期日1、この条例は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。2、経過措置です。この条例の施行の際、現に許可を受けているものに関わる使用料等の額は、この条例による改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。  
9 番 井 上 この条例の一部改正でですね、この辺の金額が4時間を1時間にするという

ことで、額面的にはですね、例えば寄小学校のアリーナ等で見ると1万2,000円が6,000円ということで、金額が半分になっていますけれども、使用単位時間が4時間から1時間ということで、2倍のですね、2倍相当の設定になられると、なられているということだと思います。ちょっと町民に対しての影響がないというふうな説明があったんですけども、ちょっとそれがどこなのかがよく分からないんですけども。昨今ですね、電気料とか、光熱水費関係が高騰しているということですけども、その辺のですね、電気料等の影響による部分の2倍とする影響額と、その中には受益者負担が含まれているということですので、その辺の2倍のうちどの程度の受益者負担分として見ていただけるのか。あとですね、ちょっと利用のほうの形態が、町民以外も該当するのか、ちょっとその元の条例がないのでちょっとよく分からないんですけども、在住の方という説明があったんですけども、例えば在勤もその中に含まれているのか。町外の場合にはその辺の影響がどの程度あるのか。あと、町外の方の利用実績がですね、それぞれの町有施設の中でどの程度あるのかについてお伺いをしたいと思います。

教 育 課 長     それでは、井上議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。まず、減免規定でございます。条例の中には、第7条に使用料の承認を受けたものということで、第7条に減免の条文がございます。ただし、こちらのほうが管理者が特に必要と認めるときというような形になっておりまして、施行規則のほうに委任されていると。施行規則の第8条で、減免することができる場合は定められております。これは町が主催する行事に使用するとき、国または地方公共団体が主催する行事に使用するとき、松田町スポーツ登録団体が使用するとき、その他管理者が必要と認めたときというような形で、規則の中でも管理者が特に認めたときというような定めになっております。（「それはどこにあるんですか。」の声あり）そうですね、こちらは財産のほうです。第6編です。第6編の財産の中でございます。第6編の財産の…第6編です。すみません。財務の第1章…失礼しました。第2章、税・税外収入の町有施設、下のほう、多分。第6編財務、第2章、税・税外収入の中に、松田町有施設使用条

例というのがあるかと思えます。そちらの第7条に使用料の規定がございまして、その中に減免は別に定める、必要と認めるときと。第7条でございまして、使用料条例の第7条。第2項にある。規則委任という形で、その下に施行規則があるかと思えますけれども、施行規則の第8条の中に、使用料の減免という形で定められております。施行規則第8条でございまして、その中に使用料が減免できるというような規定がございまして、この中で、その都度、登録団体であったりとか、町民の社会福祉の向上につながるようなものについては、減免をさせていただいているところでございまして、この規則を適用して、町民の方には従前どおりの形で対応していこうというふうに考えているところでございまして。

また、その2倍の料金が上がった中で、どのくらい受益者負担を見込んでいくかという御質問でございまして、こちらにつきましては今回のこの条例を積算するに当たりまして、近隣の同様の施設のところを参考にさせていただいたところなんです。参考までに申し上げますと、山北町であるとか開成町、そこら辺が松田町と同様…改正後に同様程度になるかなというふうで、いうふうな金額設定でございました。昨今の電気料の高騰であるとか、そういったところを加味して、こちらのほうを計上させて…積算をさせていただいたところなんです。受益者負担どのくらいかというのは、なかなか難しい御質問だとは思いますが、その中で設置をしている以上、電気代とかがどうしても持ち出しになってしまうというところで、近隣を参考にさせていただいたところでございまして。

また、利用実績でございまして、寄小学校的令和4年度の例えば有料の使用回数で申し上げますと、20回、12万4,290円というのが収入でございました。こちら、体育館だけの歳出というのが、小学校と一体になっておりますので、ちょっとその部分がなかなか出てこないんでございましてけれども、利用回数としては寄アリーナで参考に申し上げますと20回。また、松田中学校の2階のアリーナですと10回程度というような、有料の団体の方にはそのような回数で貸しているというような利用実績でございまして。以上でございまして。



9 番 井 上 今の中で、ちょっと2点ぐらい確認させていただきたいんですけども。この町有施設の施行規則の中で、第7条でですね、第3号で松田町スポーツ登録団体ということであります。この場合ですね、あとそのスポーツ登録団体以外で、一般の松田町町民が利用する場合というのが明記されていないんですね。なので、この規則の一部改正の見込みはあるのかということとですね、近隣のほうを参考として、この金額を決定されたという今の説明がありましたが、近隣はですね、例えばこの今の電気料が大分上がっていると。こういった屋外でやるのはどうしてもですね、照明とかが必須だと思います。かなりね、そういった電気料の影響があるので、今そういった電気料の高騰をですね、ほかのところももう既に反映をさせている料金を参考にされたのか、それとも今までのですね、従前の電気料高騰と、こういう物価、様々な物価等が高騰する前の時点のね、使用料設定を参考とされたのか、その2点を再度お伺いをいたします。

教 育 課 長 それでは、2点御質問にお答えいたします。まず、施行規則のほうを見直すかというところでございますけれども、現在のところ、町有施設使用条例施行規則第8条の第4項に、その他管理者が必要と認めたときという文がございます。そちらのほうで対応しております。こちらのほうですね、直すかどうかという御質問でございますが、今のところは考えておりません。というのも、やはり要綱や運用の中で柔軟に対応している経緯もございまして、想定外の利用、例えば登録団体として登録しているその要件を、人数が1人足りないと、2人足りないとというような、例えば10人、登録団体で10人以上とかというのがあったときに、人数が1人足りなくなってしまった場合であっても、多数が町民であって、その活動が福祉の向上につながったり、社会的な意味があるような場合など、その活動を認めないと、結果として町民の福祉の向上に反する場合もあり得るので、総合的に考えてその都度判断をしているというところでございますので、規則のほうについては今回改正はしない予定、この規則については改正をしない予定でございます。

また、近隣の金額、施設の金額の考え方でございますが、こちらについては山北町、開成町が、具体で申し上げますと、開成町で1,000円、山北町で積算い

たしますと1,250円、1時間当たりでございます。という体育館の利用料金ございまして、こちら恐らくまだ改正をしていない、電気代高騰の前の金額だというふうに考えております。松田町のほうは、さらに単価で言うと、もう少しこれに上乘せをした計算をしておりますので、そういったところで他町との比較についてはそういったような形で積算をさせていただいたところでございます。以上でございます。

9 番 井 上 回答ありがとうございます。規則のほうの一部改正の見込みというのはですね、例えば先ほどの公園関係もですね、そこに明確に在住・在勤というふうなことがありました。例えば、スポーツ登録団体ですと先ほど言われたようなね、事情があるかもしれないんですけども、例えば町内の在住の人がですね、そういった体育館を借りたいと。小学校の体育館を借りたいといった場合のですね、対応として、規則の中に明記する必要があるのではないかなというふうに考えましたので、そういった質疑をさせていただきました。

近隣のほうの参考のですね、ちょっと1,000円、山北が1,000円、開成町が1,200円、1時間（「1,250円」の声あり）1,250円。それが、例えば寄小学校の屋内運動場とですね、そのどこに当たるのかがよく分からない。例えばこの寄小学校のアリーナ、1,500円、夜間が2,000円に当たるんでしょうか。そうすると、ちょっと山北とか開成のほうは昼間なのか夜間なのかよく分からないんですけども、それとすると大分ね、差があるのではないかなというふうに思います。特に寄の小学校のほうは、夏休みとかですね、そういったときの利用等でかなり様々な事業で横浜・東京のほうからですね、来られて、そういったものを利用されているという実績があって、先ほどの20回というのがね、上がっているんじゃないかなということで、単純に体育館のほうの利用だけではなくですね、やはり寄の様々なそういう横浜からの交流人口といいますか、そういったところもですね、やはり含めて考えなければいけないのかなというふうに考えます。

再度ですね、その辺の料金設定のところは、そこと山北、開成、近隣と比較しても、ちょっと高めなのかなというふうに思いますので、再度規則改正と近

隣との料金の格差についての説明をお願いいたします。

教 育 課 長 近隣の施設との比較と、また夏場、ハイシーズンのときの町外からの観光振興の観点というのもあるとは思いますが、やはり考え方の基礎となるのは条例上減免が規定がございますので、町民の方には従来どおりの負担を、従来どおりの条件で御利用頂きまして、町外の方や営利を目的とした、する場合にはですね、受益者負担の原則をしっかりと適用させていきたいというところが考え方の基礎になるところでございます。以上でございます。（私語あり）

すみません。近隣の比較についても、やはり受益者負担というところを考えたときに、このくらいが適当…このくらいがというか、すみません。この金額が適切であろうというふうな判断をさせていただきました。以上でございます。

9 番 井 上 終わります。

議 長 ほかには質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第54号松田町有施設使用条例の一部を改正する条例は、総務文教常任委員会に付託の上審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、本案は総務文教常任委員会に付託の上審査することに決定いたしました。

議 長 日程第8「議案第55号松田町生涯学習センター条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第55号松田町生涯学習センター条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町生涯学習センターの運営の適正化を図るため、使用料の改定をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

教 育 課 長 それでは、議案第55号松田町生涯学習センター条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

今回の改正につきましては、松田町生涯学習センターの大ホールや会議室等を利用する際の使用料金について、受益者負担の原則を踏まえ、運営の適正化を図るため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

それでは、3枚おめくり頂き、議案の4枚目のA4横、参考資料を御覧ください。新旧対照表の別表1、ホール基本使用料、右が現行、左が改正案でございます。

別表第1は、生涯学習センター大ホールの時間ごとの料金を、午前3時から全日利用まで6つの区分けをし、それぞれ現行では平日、土曜日、日曜・祝日を1回とする場合の18パターンに分けて料金設定をしております。それを左側改正案のとおり、時間ごとの区分分けは変えずに、曜日を平日と土・日・祝日の全12パターンにし、使用料を改めるものです。

続きまして、2、練習室等の基本使用料（1時間当たり）を御覧ください。次ページにまたがりますが、現在練習室1から和室まで18施設を、時間区分を午後5時までと午後10時までの2つに分け設定しているうち、使用料の部分をそれぞれ右の現行から左の改正案のとおり改めるものです。なお、使用料改正に当たり、規則委任されている減免についての規定のうち、公益性があると町長が認めるときに減免ができる旨があることから、町民が利用し、福祉の増進につながるような利用については、現行どおりとなるように配慮していくことを考えております。

恐れ入ります、2枚お戻りいただき、議案本文の3ページをお願いします。附則でございます。施行期日、1、この条例は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

2、経過措置です。この条例の施行の際、現に許可を受けているものに関わる使用料等の額は、この条例による改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 大分、生涯学習センターのほうの料金の大幅な改定という一部改正の条例だというふうに理解をしております。かなりですね、金額的には大きく変更をされるということの中で、先ほどの町有施設の関係とも関わるんですけども、これだけの…ホールの基本使用料等ですね、対比をしていきたいというふうに考えますが、先ほどと同様にですね、電気料等の影響額が、ここの増額部分でどの程度ですね、金額というわけではなく、何%程度が影響をし、実績として増えていると。そこで料金、ホールの基本使用料等をこれだけの額にしたのか。その辺があればですね、お伺いをしたいと思います。

教 育 課 長 それでは、井上議員の御質問にお答えをさせていただきます。こちらのセンターのほうの利用料につきましては、歳出というか、経費といたしまして、人件費、需用費、委託料といったものが大きな支出を占めているものでございます。そのうち、電気料につきましては、令和4年度の決算額で、光熱水費というくくりで950万ほど、940万ほど支出をしております。

計算の考え方といたしまして、まず、入ってくるお金を出します。出るお金を計算をいたしまして、その差額分の半分を町負担として設定をさせていただいて…（「違うよ。まだ差し引いてない。」の声あり）すみません、差し引いてないですね。減免をしていない歳入、結局…すみません。（「今経費にかかっている部分の金額をまず半分でしょ。」の声あり）まず、歳入、収入のほうで、直接利用者の方がお支払いしていただく金額に、本来町民の方が負担していただくべき金額を仮に仮置きさせていただいて、収入とさせていただいております。歳出のほうで、今申し上げました委託料であるとか電気料であるとか、そういったものを設定させていただいて、その差額分の2分の1を町負担として設定をさせていただいて、その残りの額を、じゃあどういふふうに回収していくのかというところを考え方の基礎に置きました。その中で、各施設の面積案分であったり、稼働率であったり、そういったものを設定をさせていただいて、目標数値をその施設ごとに、例えば展示ホールであったり、大ホールとい

うのは、我々の努力で収入を見込める。一方で、会議室であったり、そういったものはやはり我々がいくらPRをしても、なかなか使用…稼働率が上がらないというような構造的というか、そういったものがございまして、そういったところを加味して、その中でそれぞれの施設の利用料を設定していったと。議員御質問の大ホールにつきましては、もともとの稼働率がやはり大変低うございます。そういった中で、その稼働率をどこまで引き上げるのかとかいったところを設定させていただいて、単価を出していただいて、出しまして、そこから割り返したと、割り戻したというような計算方法をとっておりますので、電気料金をどのくらいというのが、ちょっとそこについてのちょっとお答えができないような状態でございます。以上でございます。

9 番 井 上 電気料金というのはね、電気料金が高騰したので、これの値上げの一要因になったというふうな理解をしたんですけども、そこは全体、経費全体で捉えてるということだというふうに理解をしました。その辺は、これも付託案件ですのでね、しっかりと常任委員会のほうで審議をしていただきたいと思いますが。その前にですね、例えばこの大ホールのほうの料金で、利用率のことを今、課長のほうはですね、おっしゃられましたが、例えばですね、一番比較をしやすいのが、近隣とのですね、大ホールを所有する文化会館等の比較でいきたいというふうに思います。

このホール基本使用料のですね、全日で平日と土・日曜日・祝日、平日は全日で12万3,000円、15万6,000円という一部改正案です。それがですね、例えば南足柄市の大ホールはですね、平日は10万9,500円、土・日・祝日が13万5,960円というふうな金額です。あとですね、小田原のほうの三の丸ホールも平日でですね、全日だと12万3,900円、土・日ですと14万4,800円ということです。この辺をですね、検討されたのかどうか。こういった、例えば小田原の三の丸ホール、新しくですね、設備的にもですね、すぐれています。ホール数の…席数としては小田原の三の丸は1,105席ということで、松田町の場合1,000席ちょっとだと思いました。南足柄市は1,110席でもこのくらいの料金だということろでいくとですね、かなりそういった近隣のほうの松田町の生涯学習センター

大ホールを利用する場合のですね、利用率を上げるという意味で、こんなに上げちゃって大丈夫なのかなというふうに思います。それらを近隣のですね、こういった利用料金を比較をしてですね、検討をされたのか。経費との関係からこの金額を出されたということですが、今まではそれらと比べるとかなり、現行のですね、ホール基本使用料のほうは比べると2分の1ぐらいのですね、金額であって、今の利用状況ではないかなというふうに考えます。これだけですね、倍以上の金額にすることによって、近隣の施設よりも高くなる。そういった中で、全体の先ほど収支の中から経費が940万というふうなね、説明ありました。それを超えるですね、例えばその収入を得るために、こういった金額に条例改正で想定をされていると思うんですけれども、その辺の見込みについてですね、近隣の施設等を超えてしまうような料金設定というのは、利用回数の減につながるのではないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

教 育 課 長     それでは、井上議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず、近隣の施設、やはりそういったものを参考にするというのは定石でございますので、私どものほうでも参考にさせていただいたところではございます。ただし、やはり現在の松田町の生涯学習センター大ホールの稼働状況を考えたときに、やはりこの料金設定はやむなしかなというところがございます。

また、昨年度、令和4年度の利用実績を参考までに申し上げますと、稼働時間として36時間、大ホールが。6回の、年6回の稼働でございました。具体的にどういった団体が利用しているかというところではございますが、足柄青年会議所賀詞交換であったり、お金を頂戴した部分でございます。あとは高校の、町外の高校の学習発表会というようなものであったり、今やはり町内の協議会というんですかね、茶業振興会みたいなものがお使いになっていただいて、6回で合計の収入額が25万2,000円でございます。全体の稼働時間から考えた稼働率というのが、1%程度というような状況になっております。こういったものも加味して、もう少し稼働率を上げていきたいという思いがある一方で、やはりあれだけの施設でございますので、維持管理経費にどうしても跳ね返っ

てきてしまうと。そういったところを考えると、最終的にこの数字を設定をさせていただいたというところがございます。以上でございます。

9 番 井 上 それでは、これもですね、付託だと思しますので、最後にしたいと思いがすが。さらにですね、この料金設定したときに、利用回数、今、令和4年度で年6回ということで説明がありましたが、さらにこれを現状維持と捉えるのかですね、これだけの料金設定の倍以上の金額になるということで、利用率が、収入額が減少するという想定はなかったというふうに理解してよろしいでしょうか。

教 育 課 長 やはり生涯学習センター、地の利はいいと考えております。そういったところで利用していただいているんだなど。言い換えれば、お得意さんという言い方が適切かどうか分からないんですけども、やはりそういった側面で使っていただけるというふうに考えております。以上です。

9 番 井 上 終わります。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切らせていただきます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号松田町生涯学習センター条例の一部を改正する条例は、総務文教常任委員会に付託の上審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は総務文教常任委員会に付託の上審査することに決定いたしました。

議 長 日程第9「議案第56号松田町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第56号松田町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例



を別紙のように定める。

令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町体育館の運営の適正化を図るため、使用料の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

教 育 課 長 それでは、議案第56号松田町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

今回の改正につきましては、松田町体育館を利用する際の使用料金について、受益者負担の原則を踏まえ、運営の適正化を図るため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

それでは、2枚おめくりください。議案の3枚目、A4横、参考資料を御覧ください。新旧対照表の別表1、営利を目的としない使用、右が現行、左が改正案でございます。この表は、松田町体育館の利用に際し、区分ごとの料金を昼間と夜間に分けて使用料金を設定しているものでございます。それを左側改正案のとおり使用料を改めるものです。

続きまして、2、営利を目的とする使用を御覧ください。こちらにつきましては、現行では昼間と夜間の設定に加え、それぞれ平日と休日の区分に分けて使用料の額を設定しておりますが、今回、1の営利を目的としない使用と同様に、昼間と夜間の設定にし、右の現行から左の改正案に改めるものです。

表の下、備考でございます。使用時間「4時間以内を1回として徴収する」を「1時間単位とする」に改め、「2、1回の使用時間が4時間を超えるときは、1時間増すごとに2割ずつ累進加算する」を削るものです。なお、使用料改正に当たり、規則委任されている減免についての規定のうち、町スポーツ登録団体が使用するとき及びその他町長が認めたときに減免ができる旨があることから、町民の方が利用する場合には現行どおりとほぼ同様な料金設定となるように配慮していくことを考えております。

恐れ入ります。1枚お戻り頂き、議案本文の2ページをお願いいたします。附則でございます。施行期日、1、この条例は公布の日から起算して6月を超

えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2、経過措置です。この条例の施行の際、現に許可を受けているものに関わる使用料等の額は、この条例による改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ございませんか。

1 1 番 飯 田 この件ではなくて、これが最後の料金改正のですね、条例だと思いますので、ちょっと全般についてお伺いしたいんですけど。世間ではですね、消費者物価が非常に値上がりしていると。そういう中で追い打ちをかけるようにですね、この公定料金というか、そういうものがここで値上げされてる、値上げの予定がされてると。ここで数本の料金改正が出てるんですけど、この辺をですね、どのような背景、そしてどのような考え方でこの時期にこういうふうな提案されたのか、所見があればお伺いしたいと思います。できれば町長に。

町 長 私も質問がなければ、最後手を挙げて話をしようかなと思っていたところで、ちょうどよかったです。さすが飯田さんですね。この背景はですね、もう毎年決算してもらって分かれる部分もあると思いますけども、これから財政需要が高まる中、一般の方々もおっしゃるとおりですけども、我々町としての財政運営も同じことなんですね。各それぞれに考え方があると思いますけども、私はものすごく印象的だったのは、秋田谷さんが就任されたときに、我々全体の奉仕者なんだというお話が頂いて、もうまさにそうだろうなと思ってます。どこかに一方的にやるんでなくて。その中で、様々な全体を見通したときに、北村議員からの質問があつて、最後の文章に入れましたけども、やっぱり財政的に必要であるのであれば、赤字をしているようなところに関しては、もう聖域をつくることなく、やはりメスを入れていかなければいけない。そういったことをずっと考えていくとですね、例えば山の関係もそうですけども、あれは観光の運営しているわけじゃなくて、もう観光立町を目指すという話でいくのであれば、事業をやっていかなければいけないので、収支はやっぱり見ていかな

きやいけないということになって、それするためには当然利率を上げるなり何なりして、多くの方々に御納得頂いて来てもらえるような企画をしていくというふうなことの中から、今、民間にお願いしたところでもありまして、身近なところで言うと民間に頼んで効果が上がったのは、きらきらフェスタで花火をぼんと上げたりだとか、ああいったこととかも民間のところでも少しづつやっぱり変わってきている。それに対して費用が、適切な費用をもらえるような状況にやっぱりなってきたというようになってくると、当然、松田町がこれまで出していた、指定管理料はゼロにはなりましたが、人件費もやっぱりかかってきたところも抑えられたりということで、官民連携でやってきたというのは一つあります。

今回の教育施設でもっていつもらった施設に関しても、要は使えば使うほど赤字になっているような状況を、はい、そうですかというわけにいかなくて、また、じゃあ我々が努力して稼働率を上げましょうということで、稼働率を上げれば、じゃあその赤字の分がプラスになるのかというと、そこもかなり難しい状況でもあり、また、利用者を細分化して見ていると、比較的町外の方が多いうようなことに気づいたときにですね、そこでやっぱり皆さん方に同じ検討してもらいたいんだけど、町民のために扱っている分については、ある程度赤字で出てくる分については、多分皆さんも許していただけると。しかし、町外の方々が使っている分に対して町が持ち出しをして利用してもらっている。それでもよかったりするかも分からないけど、その人たちが、じゃあ町うちにおりて行って、お金を使ってくれて、飲み食いしてもらえるんだったら、それは一つの方法でしょう。しかし、見ていると、コロナもあったせいか、なかなかそういうふうには見受けられるようなイベントも少ないということもあるので、あくまでも受益者負担という原則のもとに、使っていない人からすると、何でそんなところに税金突っ込んでるのと言う人もいるでしょうし、これはもう本当にいろんな話が聞こえてくるんです。いろんな話が。駅一つとってもそうですよ。駅使っていないのに何で駅やるんだという人もいます。ね。学校を建て替える。いやいや、高齢者福祉にやってくれよと言う人もいます。いろんな

ところを聞きながらやっていく中で、やはり受益者の方々にも、やはり御理解頂きながらやっていきたい。

そこで、ちょっと課長からも話がありました教育部門に関してですけども、町民の負担をですね、今までどっちかといえば、今の料金設定から言うと、大体2分の1は御負担を頂いていたわけです。それを今度、倍に上がりました。我々は規則の中で、4分の1とかに対応させてもらって、結果的には今の料金とあまり変わらないようにしていきましょうねというようなことの中からのことでもあるんで、それはまた委員会で御報告させていただきますけども、とにかく町民のサービスは変えずに、町外の方々に若干負担をしてもらう。ただ、利用率は下がるでしょう。でも、使ってもらって、使ってもらえば使ってもらいほど赤字になるんだったら、逆に使わないほうがいい。今の現状は、急に急に設備が変わるわけじゃないので、いろんなことが増えるわけじゃないですけども、それは我々も稼働率を上げる努力をしつつ、とにかく今の赤字をとにかく減らして行って、この赤字が減った分を様々なところから要望が来ているこの御時世、そこに充てていきたい。そういうことで今回は幾つか提案をさせていただいているのが全体の本当の目的でございますので、御理解頂ければと思います。以上です。

議 長 よろしいでしょうか。

11番 飯 田 考え方としては分かりました。あとは委員会のほうで審査したいと思います。どうもありがとうございました。

9番 井 上 今、町長のほうのそういった答弁もありましたけれども、ちょっと1点ですね、この体育館の設置及び管理に関する条例のほうについては、在住の町民に対する減免等はどういうふうな形になっているのか。先ほどのですね、町有施設等と同じような考え方なのか、ちょっと今、体育館の使用料条例…設置の条例も見たんですけどね、ちょっと明確ではなかったもので、そこについてお伺いをいたします。

教 育 課 長 使用料条例、松田町体育館の設置及び管理に関する条例の第12条に、使用料の減免というのがございます。町長は特別の理由があると認めるときは、使用

料を減額または免除することができる。なお、松田町体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の第8条の中に、使用料の減免という規定があるかと思えます。その中で、町が主催する行事に使用するとき、国または地方公共団体等が主催する行事に使用するとき、松田町スポーツ登録団体が使用するとき、その他町長が必要と認めたときというような形になっているかと思えます。その中で運用しながら減免等をしているという流れでございます。以上でございます。

9 番 井 上 だから、そのね、そういう規定の中で、松田町の在住とか在勤の方がそういう利用申請をしたときに免除になっているのか。例えば2分の1とかですね、全額免除とか、その辺の対応はどうか、実績がどうか、ここについて分かればお願いをいたします。

教 育 課 長 申し訳ございません。この減免規定に基づきまして減免はしているというところでございますが、金額と件数については、申し訳ございません。ちょっとすぐ出ないので、申し訳ございません。

9 番 井 上 あと、状況ですね。一律減免なのか、在住・在勤であれば一律減免なのか、100%減免なのか、50%減免なのか、その辺りですね。町民であれば、例えば今回の一部改正条例というのは、先ほど町長も説明されて、町民には影響がないようなことだというふうな説明もあったのでね、それが100%減免でやっていて、一部改正後もですね、変わらないのかどうか。そこについての説明をお願いをいたします。

教 育 課 長 基本的には変わらないということで考えております。また、減免でございますので、減額ということで今は対応しているという…ちょっと…（私語あり）50%減免で、それを額に応じてですので、そうですね、1時間当たり375円ですので、3分の1とか4分の1とかというところで設定をしていくというふうになります。現在、1,500円以内とか2,000円以内という設定でございますので、それを今の減額割合と同様な形で減額をしていくというところでございます。

9 番 井 上 分かりました。その辺の詳細は、また委員会のほうでですね、ぜひ上げていただきたいと思います。ちょっと今の中です、以内というのがありまし

て、実際、以内ですね、1,500円以内とか、何か今そういう説明ありましたよね。料金の条例のほうもそういった形で、以内という。実際に今は幾ら取っているのかね。以内であって、上限で取っているのか、例えば寄のテニスコートなんかですと、上限なんですけれども、実際にはね、収入しているのはそんなにいってないというふうなこともちょっと聞いてるんですね。体育館とか、先ほどの生涯学習センターなんかもそうなんですけれども、上限設定とですね、実際に徴収している額との差があるのかね。その辺も分かれば教えていただきたい。

教 育 課 長 「以内」という表現につきましては、有料団体についてはその額を徴収しています。

9 番 井 上 分かりました。終わります。

議 長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号松田町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、総務文教常任委員会に付託の上審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は総務文教常任委員会に付託の上審査することに決定しました。

議 長 以上で本日予定いたしました日程の全てが終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会といたします。この後は議会タブレット運用推進特別委員会を開催しますので、委員長の指示をお願いいたします。その後、各常任委員会を開催しますので、委員長の指示で開催をお願いいたします。明日は委員会活動日となっております。総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会は各委員長の

指示で開催をお願いします。12月9日、10日は休会といたします。12月11日は午前9時より委員会を開催しますので、委員長の指示で開催をお願いします。本会議は午前10時より開きますので、定刻までに御参集くださるようお願いいたします。

本日は御苦労さまでした。

(11時51分)